

東京都北区

子どもの
権利と幸せに
関する条例

Handbook

子どもたちからのメッセージ

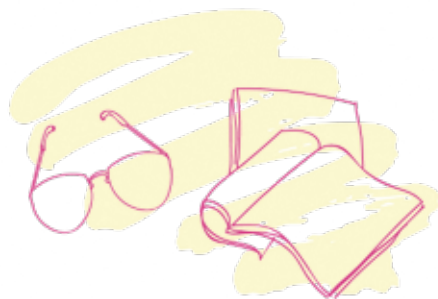
私たち子どもは、ゆったりと安心できる場所で休めるとき、幸せを感じます。大人のみなさんには、私たち子どもが生まれながら持っている、育つ権利や生きる権利をはじめとした、様々な権利を大切にしてほしいです。

私たち子どもは、努力が報われたときや、できなかったことができるようになったとき、幸せを感じます。大人のみなさんには、私たち子どもが失敗をおそれず、くり返し挑戦できる環境をつくってほしいです。

私たち子どもは、おいしいものを食べているときや安心してねむっているとき、また「楽しい」と笑顔になれるときに、幸せを感じます。大人のみなさんには、子ども同士や大人と子どもで共に笑い合える時間を作ってほしいです。そして、安全に過ごせる環境づくりに努めてほしいです。

私たち子どもは、一人ひとり、やりたいことやできることがちがいます。大人のみなさんには、自分が子どもだったときのことを思い出し、私たち子どもが心からやりたいことを自由に行おうとする姿勢を温かく見守り、一人ひとりに合わせた応援をしてほしいです。

私たち子どもは、言いたいことをうまく言えないときがあります。そんなとき、大人のみなさんには、私たち子どもの話にしっかりと耳をかたむけ、ありのままの私たちを受け入れてほしいです。



区からのメッセージ

区は、子どもの育ちと子育てを支援するため、全ての区民のみなさまに協力を求めています。

区は、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもたち・大人からの思いがけない、

子どもたちが幸せな状態で

生活を送ることができるようこの条例を制定します。

大人からのメッセージ

私たち大人は、東京都北区と協力して、

子どものみなさんが


幸せな状態で生活を送ることができるよう、

この条例の趣旨をふまえ、子どもの視点に立って、


子どものみなさんと関わるよう努力します。

大切な子どもたちの権利


01 自分の意見、考え、気持ち等を表明し、およびそれが尊重されること。




02 身体的または精神的な暴力を受けないこと。




03 家庭の環境、経済的な状況、社会的身分、年齢、性別、障害の有無、国籍、性のあり方等により差別をされないこと。




04 安全・安心に過ごせること。




05 ゆったりと安心できる場所で休めること。



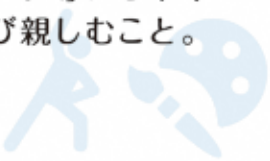
06 プライバシーが大事にされること。




07 遊ぶこと。




08 様々な文化、芸術、スポーツ等にふれ、および親しむこと。




09 くり返し挑戦できること。



10 なやんでいること、困っていること等を相談できること。



11 一人ひとりに応じた学ぶ環境が確保されること。



北区公式ホームページ
「子どもの権利を保障するための取組」

困ったとき、悩んだ ときの相談窓口



子どもと家庭の 総合相談

18歳未満であれば、どなたでもご利用いただけます。自分自身や家のことで困っている、ヤングケアラーかもしれないと思った場合の相談をお受けしています。一人で悩まず一緒に考えましょう。

月曜日から土曜日

(祝日・12月29日から1月3日を除く)

午前9時30分から午後5時まで

 **03-3927-0874**

(相談電話専用) ※来所相談は予約制

〒114-0002 東京都北区王子6-7-3 旧清至中学校(東門)
北区子ども未来部子ども家庭支援センター



子どもの権利 相談窓口

「子どもの権利相談窓口」は、子どもの権利侵害に関する相談窓口です。北区にお住まい、就学、勤務している子どもなら誰でも相談ができます。また、北区にお住まい、就学、勤務しているお子様をお持ちの保護者の方や子どもに関わりのある方(大人)からの相談も受け付けています。子どもの権利擁護委員等が、相談窓口を通して必要な助言および支援を行います。

平日午前9時から午後5時まで(12月29日から1月3日を除く)

 **03-5948-6882**

北区公式ホームページのフォームから

**24h
受付中**



〒114-8546 東京都北区滝野川2-52-10
北区役所滝野川分庁舎一階2番窓口
北区子ども未来部子ども未来課子ども未来係

この条例は、児童の権利に関する
条約の理念に基づき、
未来を担う子どもたちが
だれ一人取り残されることなく、
自分の将来に夢と希望をもって
健やかに成長できるよう
子どもの権利を保障し、
子どもが幸せな状態で
生活を送ることができる
社会の実現に向けた取組を
推進することを目的としています。



Ordinance on the Rights and Happiness of the Child